

## 国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書

国民健康保険制度は、人口の約 3 割 3,600 万人が加入する日本で一番大きな医療保険制度であり、国民皆保険制度の土台をなしている。多くの低所得者が加入する国民健康保険を安定的かつ持続的な運営を図るためには、国の財政支援が不可欠である。国民健康保険財政の総収入に占める国庫負担割合は、昭和 59 年の 49.8% から平成 20 年には 24.1% へ半減し、その結果、同時期の一人当たりの国民健康保険税額は、全国平均で 39,020 円から 90,625 円へ急増している。したがって、国民健康保険財政への国庫負担割合を計画的に復元して、高すぎる国民健康保険税を誰でも払うことのできる水準に引き下げていくことが求められている。

また、厚生労働省は、後期高齢者医療制度後の「新たな医療制度」の「中間取りまとめ」において、市町村が運営する国民健康保険を、全年齢を対象に期限を決めて全国一律で都道府県単位に「広域化」する方針を明らかにした。広域化する理由として厚生労働省は、「安定的な財政運営ができる規模が必要」などの理由を挙げている。しかし、一般会計からの繰り入れを除けば、多くの市町村が赤字であり、財政難の国民健康保険を寄せ集めても財政が改善する見込みはなく、広域化によって、国民健康保険税の値上げと給付抑制の押しつけが強まり、住民の声が届かない組織運営につながる懸念される。したがって、この計画は、被保険者に対する市町村の負担軽減をやめさせ、住民に国民健康保険税の引き上げか、受診の抑制を迫って医療費削減を図ることを狙いとするものであり、広域化は、住民の命と健康を守る社会保障制度としての公的医療保険を破壊する路線と言わざるを得ない。

よって国におかれては、国民健康保険制度の安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項の実現を強く求めるものである。

### 記

- 1 国庫負担割合を従前の負担割合に計画的に復元すること。
- 2 国民健康保険の広域化（都道府県単位での統合）は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 25 日

広島県庄原市議会